

別記様式第1号（第四関係）

ふ く た ち く か っ せ い か け い か く
富 来 田 地 区 活 性 化 計 画

千葉県木更津市

平成29年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	富来田地区活性化計画						
都道府県名	千葉県	市町村名	木更津市	地区名(※1)	富来田地区	計画期間(※2)	平成29年度～平成32年度

目標 : (※3)

当該地区は、市域内でも人口減少、高齢化が特に進行し、また、基幹産業である農業についても従事者の高齢化や後継者不足等により衰退の危機に瀕しており、地域活力の停滞が危惧されている。そのため、基幹産業である農業の活性化に向けて、地域振興機能（農林水産物直売機能・飲食提供機能等）を有する「道の駅」を拠点に、地産地消の推進や副次産業化による新たなビジネスモデルを創出し、地区内での好循環を促すとともに、「東京から一番近い田舎」をキーワードに、①当該地区が有する豊かな自然環境、②これまで大切に受け継がれてきた歴史・伝統・文化、③四季折々の様々なアクティビティ等、当該地区が有する魅力と首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）のインターチェンジに近接する交通利便性を最大限活かした交流を促進し、地域活力の維持・向上を目指す。具体的な目標として、以下の3点を掲げる。

- ① 「道の駅」が有する地域振興機能（農林水産物直売機能・飲食提供機能等）を販売拠点として、現存する区域内の農産物直売所（2施設）の販売額を参考に、計画期間前の販売額 255,421 千円（H26～H28 の3カ年合計）から当該施設整備による事業の効果発現後（平成30年度～32年度の3カ年の合計）における販売額の目標値を 683,000 千円（427,579 千円増加）とする。
- ② 区域内に現存する5箇所の観光農園の入込客数を参考に、当該施設を拠点としたタイムリーな観光・地域情報の提供や体験観光をはじめとするグリーン・ツーリズム等の展開により、交流人口を3年間（平成30年度～32年度の3カ年の合計）で8,988人増加させる。
- ③ 地域の素材（農林水産物）を活用した新たな商品開発を3年間（平成30年度～32年度の3カ年の合計）で6品行う。

目標設定の考え方

地区の概要：

- 木更津市は、沿岸部に広大な自然干潟、内陸部には万葉集にも登場する美しい自然景観の上総丘陵などを擁する豊かな自然環境に恵まれ、また、平成9年の東京湾アクアラインの開通により、都心からわずか1時間という近接性を有するほか、東関東自動車道館山線、圏央道の整備進展により、市内に4つのインターチェンジを有する交通利便性に優れた地理的特性を有する。
- 本計画の対象である富来田地区は、昭和46年9月10日に木更津市（当時）と合併し、現在の木更津市を構成している。当該地区の面積は、41.45 km²、木更津市の約3割を占める。
- 当該地区は、みどり率9割、樹林地率が6割を越す豊かな自然環境を有し、東部丘陵と富来田丘陵の間を二級河川小櫃川が縦断し、山間に広がる水田景観を形成するとともに、支流の武田川、泉川、七曲川が丘陵を刻み、急峻な崖地や谷津田、生垣に囲まれた民家等が優れた景観を形成している。
- また、湧水「いっせんぼく」、真里谷城跡、妙泉寺、真如寺など、自然資源や歴史的・文化的資源も多く、さらには、これらを結ぶ、うまきたの路コスモスロードのほか、体験農園やキャンプ・バーベキュー施設など、豊かな自然環境の中で様々なアクティビティが体験できる。
- 農産物では、水稻を中心に露地野菜、施設野菜、果樹の作付けを行っているほか、太巻き寿司、豆造（とうぞ）やとろろ汁などの郷土食も数多く有している。

現状と課題：

上述の富来田地区が有する豊かな自然環境を活用し、基幹産業である農業の活性化を図るためには、「木更津市農業振興総合計画」（平成 25 年 3 月）においても地域別施策として掲げている、自然環境をグリーン・ツーリズムなどで「たのしむ」ことで、都市と農村の交流を促進し、農業振興を図ることが重要となる。

当該地区が、都市と農村の交流の促進による農業振興を図る上では、以下の現状と課題を踏まえた展開が必要である。

【都市と農村の交流促進による農業振興を図る上での現状と課題】

（①人口減少と高齢化の進行）

- 木更津市の人口は、東京湾アクアラインの通行料金引下げ継続や高速バスネットワークの充実、大型集客施設や企業の立地、低廉で良好な住宅地の供給などを背景に、近年、増加傾向にあるものの、富来田地区の人口は、平成 7 年の 8,110 人をピークに減少に転じ、昭和 46 年の合併時 6,807 人を下回る 6,314 人（H29. 1. 31／住民基本台帳人口）まで減少している（ピーク時からの減少率は約 22.1%）。
- また、65 歳以上の人口が占める割合（高齢化率）についても、市全域では約 26.6%（4 人に 1 人）であるのに対し、富来田地区は約 35.4%（いずれも H29. 1. 31／住民基本台帳人口）と 3 人に 1 人が 65 歳以上であり、高齢化が顕在化している区域である。

（②農業を取り巻く環境）

- 当該地区の基幹産業である農業についても、高齢化等を背景に農家数・経営耕地面積等は減少傾向にある一方、耕作放棄地は増加傾向にある。
 - ① 総農家数 H17：575 戸 ⇒ H27：376 戸（10 年間で 199 戸、34.6%減少）
 - ② 経営耕地面積 H17：392ha ⇒ H27：365ha（10 年間で 27ha、6.9%減少）
 - ③ 耕作放棄地面積 H17：128ha ⇒ H27：161ha（10 年間で 33ha、25.8%増加）
- （出所：2005 年農林業センサス、2015 年農林業センサス）
- 区域内の総農家戸数 376 戸のうち、販売農家は 241 戸にとどまり、農家の約 3 戸に 1 戸が自給的農家である。また、販売農家を経営耕地の規模別で分類すると、0.5ha～1.0ha が最も多く 90 戸（36.89%）、次いで、1.0～1.5ha の 52 戸（21.31%）、0.3～0.5ha の 33 戸（13.52%）の順と小規模な農家が多く、さらには、農産物販売額の規模別でも 50 万円未満が 76 戸（20.21%）と最も多い状況である（2015 農林業センサス）。
 - 一方、ブルーベリーの市域内最大産地として、観光農園整備による交流拡大や加工品開発などの副次産業化に向けた取組も一部に見受けられるとともに、女性の起業家も多く、「きみつ 4 市起業家ネット」の会員 6 名が在籍し活躍している（※平成 12 年に君津地域（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）の農村女性が集まり、「安全・安心・新鮮」を合言葉に、地域の農産物を生かして加工品を開発・製造し、食育活動や体験農業等に取り組んでいる団体。その活動が評価され、平成 17 年度食アメニティコンテンツで農林水産大臣賞を受賞。）。

（③都市と農村の交流促進に向けた豊かな地域資源）

- 当該地区は、日本最古の和歌集である万葉集に「馬来田（宇麻具多）」にゆかりの歌が 3 首収められており、「万葉碑の里」として万葉集の 8 首の歌碑が「万葉の歌碑を建立する会」により建立されているほか、真里谷古墳群など、歴史・文化的資源が数多く存在する。
- また、湧水「いっせんぼく」、ハンノキ湿原、コスモス・菜の花ロード、うまくたの路などの自然的資源や、たけのこ祭り（4 月）やコスモスフェスティバル（10 月）などの地域イベント、ブルーベリー狩りやキャンプを楽しむことのできる滞在・体験施設も有している。

今後の展開方向等（※4）：

（1）「道の駅」を核とした富来田地区の活性化

（①農産物の出荷先確保）

- 当該地区の基幹産業である農業を活性化するためには、当該地区内の小規模経営農家や自給的農家などが、生産・出荷に意欲を持ち、地産地消を推進し、当該地区内での経済循環を促すことが重要である。そのため、「道の駅」が有する地域振興機能（農林水産物直売機能・飲食提供機能等）を核として、生産性の向上や安定生産に向けた営農指導等のソフト面でのサポートを合わせて実施することで、農業の出荷先確保を図る。

（②農業の副次産業化の推進）

- ブルーベリーの市域内最大産地である当該地区において、加工品開発等、副次産業化への動きも見られることから、こうした動きを強く後押しするため、「道の駅」を拠点とした地域ブランドの確立や新たなビジネスモデルの創出に向けた取組を推進する。具体的には、市内9園が加盟（うち当該地区は6園）する「木更津市観光ブルーベリー園協議会」等の関係団体と連携し、生食での提供だけでなく、加工品・特産品開発等の副次産業化に向けた取組を、「道の駅」を拠点として展開する。また、「道の駅」の運営を担う事業者等と連携して、有機農業の推進による付加価値の向上や、耕作放棄地の有効活用などの展開を図る。
- なお、木更津市観光ブルーベリー園協議会は、ブルーベリーを活用しつつ、1年を通して観光客が訪れる魅力的な地域作りを組織的に行うことを目的として平成19年に設立され、省力的な栽培方法である「ど根性栽培」（※これまでの肥料や水をこまめに与える管理方法ではなく、樹の持つ力を引き出すためにあえてかん水を控え、肥料も最小限にする管理方法。）の確立とラビットアイ系品種の導入、また、遊休農地を借り受けて、竹林の開墾など農地保全と里山や古民家の再生に取り組むほか、地域を流れる川周辺の伐竹と桜の植栽等を続けており、これらの活動が評価され、平成28年度「豊かなむらづくり全国表彰事業」の農林水産大臣賞を受賞した。

（③「道の駅」を拠点としたグリーン・ツーリズム等の推進）

- 「東京から一番近い田舎」をキーワードに「癒し」や「健康」、「体験」を求める都市住民に対して、当該地区が有する豊かな自然環境や歴史、農業、集落環境を活用したグリーン・ツーリズム等を、「道の駅」を拠点として展開し、人口減少・高齢化が著しい当該地区の活力創造を図る。
- 具体的には、「道の駅」を個性ある交流拠点とするため、当該施設を拠点として、当該地区が有するコスモロード・万葉の歌碑・湧水いっせんぼくなど、他の地域資源と組み合わせ、自然や歴史に触れる里山セラピー事業の展開や、親子等での農業体験を通じて、特産品・郷土食への理解や食育・農業の担い手となるきっかけ作り等となるグリーン・ツーリズムを展開する。
- グリーン・ツーリズムの展開にあたっては、当該地区内にある「木更津市少年自然の家キャンプ場」や農業体験施設等と有機的な連携を図り、宿泊体験活動の受入強化を図るとともに、農家民泊を通じた受入強化や交流促進策についても検討する。

(④農泊をはじめとする観光地域づくりの推進組織の組織化)

- 市内の観光関連団体や事業者、市民など多様な分野の関係者と合意形成を図りつつ、戦略的なマーケティング調査・分析に基づく観光プロモーションや観光ツアー創設等を担う、観光地域づくりの推進役となる民主導の木更津版 DMO (Destination Management Organization) を組織化する。
- なお、木更津版 DMO は、平成 29 年度を目標に組織化し、「道の駅」をサテライトオフィスに、当該地区が有する豊かな自然環境や体験農園・キャンプ場等と有機的に連携し、農泊や里山セラピー等の多様な体験観光プログラムを創出するとともに、持続的な運営体制を構築する。

(⑤インバウンド観光の推進)

- 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた機運が高まりを見せる中、成田・羽田両空港からのアクセス性や、都心との近接性を活かし、当該地区が有する豊かな自然との触れ合い、新鮮な農産物や郷土食、また、これらを活用した自然体験プログラム等を創出し、外国人観光客の誘致を図る。

(⑥農とつながるコミュニティの形成)

- 「道の駅」を拠点として、体験農業、交流イベント、グリーン・ツーリズム等の展開により、地域内外の消費者とのコミュニケーションを図り、「農の絆」を深化させ、持続可能な農業の発展に寄与するとともに、地域住民が集い・憩う場として、多世代の交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図る。

(2) 関連施策

(①緑豊かな丘陵と調和する集落の維持・活性化)

- 圏央道木更津東インターチェンジを有する交通利便性を最大限活用し、人口減少や高齢化の進行により集落機能の低下が懸念される集落地では、都市計画法に基づく地区計画制度の活用により、住宅、日常生活を支える店舗等の立地を誘導する。また、古民家の活用など、新たな集落の再生方策について検討する。
- 加えて、空き家の有効活用を図るため、定住を希望する人に情報を提供するなど、所有者と希望者のマッチングを行う「空き家バンク」の制度化を進める。

(②後世に残すべき豊かな自然環境や景観等の保全)

- 当該地区に位置する東部丘陵や富来田丘陵の樹林地は良好な自然環境・景観を有する緑地であり、本市の貴重な財産として保全を図る。また、二級河川小櫃川周辺に広がる農地も、貴重な緑地資源として積極的な保全を図る。

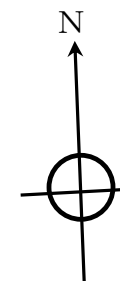
(3) 参考：市の上位計画との整合性

- 木更津市の人口は、今後概ね 10 年程度は増加傾向が続くが、その後は全国的な流れと同様、減少に転じることが見込まれている。
- また、少子高齢化における人口構造の大きな変化に伴って、単身世帯の増加、定住人口の偏在化が顕著になり、これまでの生活圏域が消失するなど、従来どおりの社会生活を維持することが困難となっていくものと考えられる。
そのため、市では、将来都市像を「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」、目標年次を 2030 年とする新たな基本構想を平成 25 年度に策定し、また、将来の人口減少を見据えた中で、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け第一歩を踏み出すプランとして、計画期間を平成 27 年度から 30 年度の 4 か年とする基本計画、「きさらづ未来活力創造プラン」を平成 26 年度に策定したところである。
- 本プランにおいて、新たなにぎわいの創出に向けて、農業の 6 次化及び地域コミュニティの活性化を図るため、圏央道木更津東インターチェンジ周辺に、「道の駅等交流拠点」の整備を位置づけている。
- 加えて、平成 28 年 3 月に策定した「木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、都市と農村漁村の交流を促進するための具体的な取組の一つとして、「道の駅」整備を位置づけている。

【記入要領】

- ※ 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※ 2 「計画期間」欄には、法第 5 条第 2 項第 4 号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として 3 年から 5 年程度の期間を記載する。
- ※ 3 「目標」欄には、法第 5 条第 3 項第 1 号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※ 4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

富来田地区活性化計画(区域図)



2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業（※1）

市町村名	地区名	事業名（事業メニュー名）（※2）	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別（※3）	備考
木更津市	富来田地区	地域資源活用総合交流促進施設（受入機能強化施設）	木更津市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務（※4）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業（施行規則第2条第3項）（※5）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
木更津市	市全域	木更津版 DMO 推進事業	木更津市	計画期間：平成 29 年度～平成 30 年度
木更津市	市全域	自然体験観光推進事業	木更津市	計画期間：平成 28 年度～平成 30 年度
木更津市	市全域	インバウンド推進事業	木更津市	計画期間：平成 27 年度～平成 30 年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項（※6）

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。
なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名（事業メニュー名）」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、（ ）書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の（1）の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段（1）及び（2）の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域（※1）

富来田地区（千葉県木更津市）	区域面積（※2）	4,063.8ha (※富来田地区面積 4,167ha のうち、市街化区域 103.2ha を除く)
区域設定の考え方（※3）		
<p>① 法第3条第1号関係：</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域は、市域でも内陸の中山間地域に位置し、水稻を中心に露地野菜、施設野菜、果樹の作付けが盛んであり、かつ、里山や湧水、農地などの豊かな自然環境が多く残る富来田地区（市街化区域 103.2ha を除く）とする。 区域内面積 4,063.8ha のうち、樹林地 2,576.7ha（63%）と農地 819.9ha（20%）が 83% を占め、また、区域内の就業人口（15 歳以上）3,275 人の 9.2% にあたる 302 人が農業に従事しており、農業が重要な産業となっている区域である（※就業人口の数値については、H22 国勢調査の数値。H27 国勢調査の就業人口確定値が、まだ公表されていないため、H22 国勢調査の数値を使用）。 		
<p>② 法第3条第2号関係：</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地区の基幹産業である農業の総農家数は、高齢化の進行や後継者不足等により、平成 17 年の 575 戸から平成 27 年の 376 戸と 10 年間で 199 戸、34.6% 減少しており、基幹産業の衰退や地域活力の停滞が危惧されている（出所：2005/2015 農林業センサス）。 こうした中、当該地区は、圏央道の整備進展により、東京湾アクアラインを通じた都心へのアクセス性が飛躍的に向上したとともに、県央・外房地域へのアクセスも向上したことから、こうした地理的特性を活かした地域振興の拠点施設となる「道の駅」を整備し、3,000 万人以上の人口を擁する東京圏をターゲットとした都市と農村の交流促進やグリーン・ツーリズムの推進、農産物のブランド化・副次産業化への取組を行うことは、本計画の目標を達成する上で有効かつ適切である。 		
<p>③ 法第3条第3号関係：</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該区域は、樹林地が 2,576.7ha（63%）、農地が 819.9ha（20%）、草地在 268.8ha（7%）を占め、建築物等は 365.7ha（9%）に留まることから、市街地を形成していると判断される区域ではない（出所：「木更津市みどりの基本計画（平成 24 年 4 月）」）。 		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類 (※1)	土地所有者		権利の種類 (※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進 法第2条第2項 第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※ 3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
					該当なし								

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第2条第4号ハ）(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物			該当なし			
計						

(3) 開設の時期（農林水産省令第2条第4号ニ）

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用賃借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 (※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代及び賃借の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用賃借による権利の存続期間に関する基準 (※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用賃借による権利の残存期間に関する基準 (※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は賃借の算定基準及び支払の方法 (※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用賃借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用賃借による権利の条件 (※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 (※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。また、支払いの方法については、例えば、「口座振替」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用賃借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用賃借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は賃借の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、賃借をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用賃借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用賃借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等（※1）

- 目標（地域産物の販売額の増加）の達成状況の評価については、「道の駅」整備後から毎年度、①「道の駅」運営事業者（指定管理者）、②地域のまちづくり協議会や農業・商工・観光団体等で組織する「木更津市道の駅活性化協議会」、③行政（木更津市）、の三者間によるモニタリングを行い、目標の達成状況について検証するとともに、活性化計画終了後の翌年度（平成33年度）に、有識者などの第三者を含めた（仮称）評価委員会において評価し、その結果を公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ① 都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・ 設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。（併せて、地番等による表示を記述すること）
 - ・ 市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・ 目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ② 法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）別紙5の定めるところによるものとする。